

○鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例

昭和58年10月3日条例第19号

改正

平成4年3月30日条例第11号

平成8年5月16日条例第14号

鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が共通の目標とする青少年の健全な育成の推進を図るため、ラブホテルの建築を規制するとともに、営業者の自制を促し、もって本市の良好な教育環境その他の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項に規定する営業に供する施設をいう。
- (2) ラブホテル 旅館等のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(届出)

第3条 市内において、旅館等を建築(新築、増築、改築並びに大規模な修繕及び模様替をいう。以下同じ。)しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(規制区域)

第4条 次の各号に掲げる区域においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 規則で定める教育文化施設、児童福祉施設、公園等の周囲200m以内の区域
- (3) 規則で定める通学路を含む道路の両側それぞれ100m(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域は50m)以内の区域

(審議会)

第5条 この条例の施行に関する重要事項を審議するため、鈴鹿市ラブホテル建築等規制審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会議を招集する暇のない場合は、书面決議をもつて会議に代えることができる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(営業者の責務)

第9条 ラブホテルの営業者は、その営業に供する建築物及び看板類の意匠、色彩、形態、構造、設置場所等について、この条例の目的に反することのないよう努めなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、ラブホテルの営業者又はラブホテルを建築しようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(中止命令)

第11条 市長は、第4条の規定に違反して、ラブホテルを建築しようとする者に対し、当該建築について、中止を命ずることができる。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(罰則)

第13条 第11条の規定による市長の中止命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

2 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(委任)

第14条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に営業中又は建築中のラブホテルについては、当分の間、第4条の規定は適用しない。

(鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

3 鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(33) ラブホテル建築等規制審議会委員 日額 4,500円

附 則 (平成4年3月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成8年5月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。